

東京都立中央・城北職業能力開発センター赤羽校長

## 自動販売機設置及び運営事業者の募集について

中央・城北職業能力開発センター赤羽校では、生徒・職員の飲食に係る利便性向上を図るため、自動販売機の設置及び運営を行う事業者（以下「事業者」という。）を次により募集します。

自動販売機の設置及び運営を希望される方は、提出期限までに必要書類をご提出くださいますよう、お願いします。

### 1 設置自動販売機の概要

(1) 設置場所：東京都立中央・城北職業能力開発センター赤羽校 2階ロビー

区画番号	所在地・名称	設置場所	設置台数		設置場所・位置
			自動販売機	使用済み容器回収箱	
①	東京都北区 西が丘 3-13-16	2階ロビー	缶・ペットボトル 容器清涼飲料水 1台	2台程度	別紙図面参照
②	中央・城北職業 能力開発センタ ー赤羽校	2階ロビー	紙パック含む乳 飲料および清涼 飲料水 1台	2台程度	別紙図面参照

(2) 区画面積内訳

- ① 缶・ペットボトル販売機 1台 及び 使用済み容器回収箱 2台程度
  - ・設置場所寸法 幅 210 cm × 奥行き 100 cm × 高さ 200 cm 程度 (2.0 m<sup>2</sup>程度)
- ② 紙パックを含む自動販売機 1台 及び 使用済み容器回収箱 2台程度
  - ・設置場所寸法 幅 210 cm × 奥行き 100 cm × 高さ 200 cm 程度 (2.0 m<sup>2</sup>程度)

※1 自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障が生じる場合もありますので、必要に応じて、それらの支障がないか応募前に設置場所の確認してください。

※2 外形寸法には、使用済み容器回収箱の設置スペースを含みます。

※3 設置場所は、現在建設中の仮設庁舎となります。

### 2 応募資格要件

- (1) 自動販売機を設置・運営する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 応募書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

### 3 設置運営条件等

- (1) 設置運営期間等
  - ① 設置運営の期間  
令和 8 年 3 月 2 日から令和 12 年 7 月 31 日まで
  - ② 販売価格  
全ての飲料を市価より低廉な価格で提供すること。
  - ③ その他必要経費等  
自動販売機の設置及び撤去に要した工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等含む。）、移転費

等の一切の費用は事業者の負担とすること。

また、自動販売機の運転に必要な光熱水費等についても全額事業者の負担とし、東京都が指定する期限までに全額納付すること。

(4) 設置方法等

自動販売機は、物件番号ごとの設置位置図に示した場所に設置すること。また、日本産業規格自動販売機据付基準（JIS B 8562-1996）及び日本自動販売システム機械工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従って十分な転倒防止措置を講じるなど、安全を確保すること。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守すること。

- ① 設置運営条件を遵守し、光熱水費等の費用を期限までに確実に納付すること。
- ② 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、東京都の指示に従うこと。
- ③ 飲料の販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶、ペットボトル、紙パック、プラスチック容器などの容器入りの清涼飲料水等とし、酒類の販売は行わないこと。また、全ての販売品目において標準小売価格を下回る価格で販売すること。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守すること。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行なわせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していなければならないこと。その場合にあっては、事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを東京都に提出すること。

- ② 販売する飲料の容器（缶・瓶・ペットボトル、紙パック等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを自動販売機に併設して設置し、使用済み容器が溢れないよう週1回以上回収し、事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復

事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を東京都に請求することはできない。

(5) 自動販売機の機能等

- ① 災害時に緊急的な飲料確保の必要が生じた際に、自動販売機内に存する飲料を活用することを目的として飲料を無料で提供できる機能を備えることを検討すること。
- ② ICカードやスマートフォンアプリを活用した、キャッシュレス決済機能や非接触購入機能を備えることを検討すること。
- ③ 上記①、②については必ずしも必須とはしないが、事業者選定にあたり参考とする。

#### 4 申込手続き

##### (1) 申請方法

###### ① 郵送の場合

申込受付期間：令和8年1月13日（火曜日）から同月26日（月曜日）必着

送付先：〒115-0056

東京都北区西が丘3-7-8

東京都立中央・城北職業能力開発センター赤羽校

###### ② 持参する場合

申込受付期間：令和8年1月13日（火曜日）から同月26日（月曜日）

受付時間：午前9時00分から午後5時00分まで

提出先：①に同じ

##### (2) 提出書類（各1部）

① 自動販売機設置及び運営に係る事業者の公募申込書（別紙様式）

② 販売品目及び価格表（別紙様式）

※市価より低廉である状況がわかるようにすること。

③ 会社案内（事業案内）

④ 自動販売機設置提案書（様式問わず）

※災害時の無料提供機能、キャッシュレス決済機能、使用済み容器回収ボックス回収の方針（想定回収頻度を含む）については必ず記載すること。

⑤ 委任状（別紙様式）※代表権のある者以外に本許可手続き等を委任する場合のみ提出

#### 5 採用事業者の決定

(1) 提出された申込書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を事業者の選定対象とします。

(2) 選定対象となった案件について、東京都で定めた選定基準に基づき審査を行い、東京都において所定の手続きを経たうえで、事業者を決定します。

(3) 事業者の決定は、1月末の予定です。

#### 6 事業者決定後の手続き

採用事業者は、都が指定する期日までに、細目協定を締結していただきます。細目協定書案を添付しますので内容確認のうえ申込みしてください。

#### 7 本件に関する問い合わせ先

東京都立中央・城北職業能力開発センター赤羽校 庶務担当 電話：03-3909-8333